

○内閣府告示第千五百二十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第三十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成三十年八月八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年八月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 兵庫県神崎郡市川町
- 二 構造改革特別区域の名称 市川町安心安全給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 兵庫県神崎郡市川町の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業（二〇〇一）

○内閣府告示第千五百二十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第二百八十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成三十年八月八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年八月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道余市郡余市町
- 二 構造改革特別区域の名称 北のフルーツ王国よいちワイン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道余市郡余市町の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））、特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇）、七一

一）